

平成30年3月23日  
金融庁

無登録で仮想通貨交換業を行う者について（Binance）

無登録で仮想通貨交換業を行う者について、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係16. 仮想通貨交換業者関係Ⅲ-1-4（2）②に基づき、本日、警告を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

- ・業者名等：Binance  
代表者 Changpeng Zhao（チャオ・チャンコン）
- ・所在地：香港
- ・内容等：インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、仮想通貨交換業を行っていたもの

※ 上記は、インターネット上の情報に基づいて記載しており、「業者名等」「所在地又は住所」は、現時点のものでない可能性があります。

連絡・問い合わせ先  
金融庁 監督局 総務課  
仮想通貨モニタリングチーム  
TEL 03-3506-6000（代表）